

川 福 総 発 第 7 1 号
令和 5 年 1 月 1 1 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 4 年 1 1 月 2 9 日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（福祉総務課）

福祉総務課の支出命令に関する文書の管理において、文書の保存が川口市文書管理規程に則って行われていないので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

支出命令に関する文書の保存につきましては、文書分類基準に基づき、「支出伝票」（1 年保存）から「支出命令書（民法上の債権以外）」（5 年保存）に綴り直し、川口市文書管理規程に則った対応をするように改善いたしました。

財産管理について

福祉総務課の所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

公印の管理につきましては、所管する公印を全て備品受払簿に記載し、川口市財産規則に則った対応をするように改善いたしました。

